

事務連絡
令和5年7月28日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準
を踏まえた家畜の飼養管理の推進について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。
さて、標記のことについて、別添のとおり畜水産安全管理課長からの事務連絡
がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和5年7月26日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長

国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について

このことについて、農林水産省において、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を新たに示し、その普及を図っていくこととしており、別添のとおり令和5年7月26日付けで、畜産局長より、畜産関係者に対し周知しています。

つきましては、貴職におかれても御了知の上、貴会会員各位へ御指導方よろしくお願ひいたします。

5畜産第1062号

令和5年7月26日

消費・安全局長

畜産局長

国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について

近年、家畜の感受性を理解し、その生態や習性による行動が妨げられることがないよう、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められるなか、世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関で、我が国も加盟している国際獣疫事務局（以下「OIE」という。）では、肉用牛、ブロイラー等の各畜種等に関するアニマルウェルフェアの国際基準が順次策定され、「陸生動物衛生規約」に掲載されてきました（注）。このような国際的な動向も踏まえ、農林水産省としては、これまで、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及し、定着させるため、平成29年及び令和2年に「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」（平成29年11月15日付け29生畜第794号畜産振興課長通知及び令和2年3月16日付け元生畜第1897号畜産振興課長通知）を発出するとともに、畜種ごとの飼養管理方法等については、公益社団法人畜産技術協会（以下「畜技協」という。）が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等を基に、その普及を支援してきました。

その後も、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められている国際的な動向のなか、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）においては、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、そのうち、牛肉の輸出額については3,600億円という目標が設定されています。さらに、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、「科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの向上を図るための技術的な対応の開発・普及」を図ることとされ、今後、基本計画に掲げた輸出額目標を達成し、かつ、持続可能な食料システムを構築するためには、我が国の畜産物も国際的な動向に配慮した生産を強く意識する必

要があります。

このため、今般、我が国として、各畜種等に関するアニマルウェルフェアの国際基準等により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本理念を改めて周知することとし、さらに、畜種ごとの飼養管理方法等については、畜技協が作成した「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」等を基に、その普及を行う取組をさらに強化するため、農林水産省において、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を新たに示し、その普及を図っていくこととします。このことについて、別添のとおり、畜産関係者に対し周知していますので、貴職におかれても御了知の上、所管する関係団体に対する周知をお願いいたします。

(注) OIEでは、これまで、動物の輸送、動物のと畜、疾病の管理を目的とした動物の殺処分、肉用牛、ブロイラー、乳用牛、役用馬及び豚に関するアニマウェルフェアの国際基準が策定されてきた。なお、採卵鶏に関するアニマルウェルフェアの国際基準については、加盟国間の意見の隔たりが大きく、令和3年5月の総会において、採択には至らなかったものの、採択に付された国際基準案は、多様な飼養方式を認める内容となっており、我が国はこれを支持していたところ。